

最新情報をいち早くお届けする、週刊通信【ファックス・ウィークリー】

FAX Weekly税理士法人 **大樹**
http://taizyu.jp名古屋：名古屋市中村区名駅3-22-8
一宮本部：一宮市せんい2-9-16お問い合わせ ☎ 0586-76-8857
FAX 0586-76-8846

発行日2020年12月14日(月)

— 今週のこぼ —

グリーン住宅ポイント制度

高い省エネ性能を有する住宅の新築や、一定のリフォーム、既存住宅の購入等を対象として最大100万円分のポイントを付与する制度を創設し、来年春に実施予定。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/14(月) 先負 米大統領選の選挙人投票

15(火) 大安 旧暦11月1日、年賀郵便特別扱い開始

16(水) 赤口

17(木) 先勝

18(金) 友引

19(土) 先負

20(日) 仏滅

— 先週の株と為替 —

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/7(月)	26,547 ▼204	104.12 ▼0.23
8(火)	26,467 ▼80	104.07 △0.05
9(水)	26,818 △351	104.22 ▼0.15
10(木)	26,756 ▼62	104.48 ▼0.26
11(金)	26,653 ▼103	104.06 △0.42

令和3年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業の設備投資税制の見直し等……*投資促進税制は、対象事業に不動産業、物品賃貸業などを加える、*経営強化税制は、法改正を前提に経営資源集約化措置(仮称)が記載された計画に必要な設備を加える、*商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、来年3月末で廃止、*防災・減災投資促進税制は、対象設備の追加・除外などを行います。

◎所得拡大促進税制の見直し……適用要件を「雇用者(現行の継続雇用者に限らない国内雇用者)の給与等支給額」の増加割合が1.5%以上に見直します。また、税額控除率の上乗せ措置における要件も「雇用者の給与等支給額」の増加割合で判定します。

◎事業承継税制の特例の要件緩和……後継者が被相続人(先代経営者等)の相続開始直前に承継会社の役員でなくても、①被相続人が70歳未満で亡くなった、又は②承継計画に特例後継者として記載されている場合は、本制度を適用できます。

◎個人版事業承継税制の対象資産の拡大……対象となる特定事業用資産に贈与者・被相続人(先代事業者等)の事業の用に供された乗用自動車を加えます。

◎経営資源集約化税制の創設……経営強化法の改正を前提に、認定を受けて他法人の株式等を取得し、リスクに備えて準備金(取得価額の70%以下)を積み立てた場合に損金算入を認める制度を創設します。

◎土地の固定資産税等の据置措置……令和3年度の評価替え(3年ごと)により課税額が上がる土地は、前年度の税額に据置します(令和3年度に限る)。

◎その他……*中小企業技術基盤強化税制の見直し、*地域未来投資促進税制の見直し、*同族会社が発行した社債の利子等の課税見直し、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

実質無利子・無担保融資の売上要件の緩和

新型コロナの感染拡大の影響を踏まえて、事業者が実質無利子・無担保融資が可能となる日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などや、民間金融機関による信用保証付融資を利用しやすくなるように、今月下旬から売上高の減少要件が緩和されます。

これにより、直近1カ月の売上高の比較に加え、「直近6カ月の平均売上高」の比較ができるようになります。

なお、実質無利子・無担保融資は、民間金融機関による融資が来年3月まで実施され、日本公庫等による融資は感染状況など踏まえ、当面は来年前半まで継続される予定となっています。

来年1月から地震保険料が改定

地震保険は、火災保険だけでは補償されない地震や噴火、これらによる津波を原因とする損害を補償する保険です。

保険期間の開始日(中途付帯日・自動継続日を含む)が来年1月1日以降となる地震保険契約から保険料が改定され、所在地(都道府県)や建物の構造で改定率は異なりますが、全国平均で5.1%の引上げとなります(3段階改定の3回目)。

また、長期契約(2~5年)に適用される割引率(長期係数)も改定されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。